

平成 30 年 6 月 29 日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までの間に行った懲戒処分（戒告）を以下の通り公表します。

記

被処分者	処分 量定	処分年月日	事案の概要
支部職員 2 名	戒告	平成 29 年 7 月 6 日	郵便切手の月次における残枚数の確認時に、紛失していることが判明した。
支部職員 4 名	戒告	平成 29 年 12 月 26 日	特別休暇について適用対象外の事由により適用させたこと、また出勤簿については出勤扱いにする等、適切な事務処理を怠った。
支部職員 2 名	戒告	平成 30 年 6 月 13 日	職員の採用事務について、公募を行わない等の所定の手順に従わずに採用事務を行った。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。